

<引火性溶剤を用いたドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法用途規制違反と建築基準法第48条ただし書きの許可について>

1 背景(法規制の内容)

引火性溶剤を用いたドライクリーニング工場は住居系、商業系の用途地域内では建築不可

2 経緯(発端)

平成21年7月に業界大手のクリーニング工場で用途違反が発覚(平成21年7月11日付朝日新聞)。その後別の大手業者でも同様の事例が判明し(平成21年12月27日付朝日新聞)、平成22年1月に国土交通省が全国のクリーニング工場の実態調査を指示

3 調査結果(平成22年8月末現在)(市内全クリーニング工場 約700件)

	全 国		名古屋市	
	件数	割合	件数	割合
ドライクリーニング工場数	28,821件		553件	
用途違反なし	12,696件	44%	131件	24%
用途違反あり	14,479件	50%	416件	75%
調査中	1,646件	6%	6件	1%

※本市ではアンケート調査による

4 考察(原因の分析)

- (1) 建築する際には引火性溶剤を用いないものとして適法であったものが、引火性溶剤の使用という業態変更で違反となった(事業者の都合)
- (2) 既設ビルへのテナントとして入居・開業で、建築基準法の確認を逃れてしまった

5 国土交通省の方針

火災安全性に係る技術的基準に基づき安全措置をさせた上で、建築基準法第48条の用途許可により適法化(平成22年9月10日付け技術的助言の発出)

6 今後のすすめ方

違反内容確定のために現地調査を準備する一方、県及び県内の他の特定行政庁との整合性を考慮しながら許可方針や許可基準の作成をすすめる